

# ドローンに関する損害保険

2019年5月27日 三井住友海上火災保険株式会社

### 目 次

- 1. ドローンに関するリスク
- 2. 事業者向けドローン保険の概要
- 3. 機体に関するリスクを補償する保険
- 4. 第三者への賠償責任に関するリスク保険
- 5. 保険料例

## 1. ドローンに関するリスク

#### (1)機体に関するリスク

責任主体	想定されるリスク	使用者	の使用用途	対応する保険
ドロ <b>ー</b> ン 使用者	ユーザーの操作ミス等 により飛行中に落下し、 ドローン本体が損壊	日常用	ホビー等	動産総合保険
		業務用	撮影、防災、 農業、輸送等	

#### (2) 第三者への賠償責任に関するリスク

責任主体	想定されるリスク	使用者	の使用用途	対応する保険
製造 メ <b>ー</b> カー	メーカー側の製品の 欠陥により他人に障害、 もしくは他人の財物を 損壊		_	生産物賠償責任 保険(PL保険)
	ユーザーの操作ミスに	日常用	ホビー等	個人賠償責任保険
ドローン使用者		業務用	撮影、防災、 農業、輸送等	施設所有(管理)者 賠償責任保険

## 2. 事業者向けドローン保険の概要

- (1)ドローンの業務利用に伴う「機体に関するリスク」、 「第三者への賠償責任に関するリスク」を総合的に 補償する保険です。
- (2) 動産総合保険と施設所有(管理)者賠償責任保険で構成されており、ニーズに応じてリスクごとに引受することが可能です。
- (3) 本保険は、事業用のドローン(業務使用のドローン)が 対象となり、趣味、レジャー等日常生活、競技、軍事目的 で使用するドローンは 対象外となります。

### 2. 事業者向けドローン保険の概要

ドローンの業務利用には、主に以下のようなリスクが伴います。

リスクの種類		事故事例
	機体の 損壊	強風により操作不能に陥り、地面に墜落し、機体が 大破した
機体に関する		操縦ミスにより崖に衝突し、機体が損壊した
リスク		飛行中に落雷を受け、機体が破損した
	盗難	倉庫に保管中のドローンが、盗難にあった
	対人賠償	電池切れにより落下した機体が、歩行者を直撃し、 ケガをさせた
第三者への 賠償責任に	対物賠償	操縦ミスにより機体が民家に衝突し、屋根を壊した
関するリスク	人格権侵害	ドローンで増改築を計画しているマンションを撮影中に、個人の住居内の様子までを撮影してしまい住民からプライバシーを侵害したとして訴えられた

## 3. 機体に関するリスクを補償する保険

#### (1)保険の概要

保険商品	動産総合保険
補償する損害	墜落や空中での他物との衝突、落雷などの偶然な事故に よってドローンに生じた財物損害
	次の条件を満たす事業用のドローン
保険の対象となる ドローン	①総重量(燃料や薬剤、装備品等をすべて搭載した状態 での重さをいいます。)150キログラム未満かつ保険金額 が10万円以上
	②使用用途が事業用(趣味、レジャー、スポーツ、競技、 軍事目的で使用されない。)
被保険者	ドローン事業者
保険金額	ドローンの再調達価額(新価)とします
保険期間	1年間

## 3. 機体に関するリスクを補償する保険

#### (2)お支払いする保険金の概要

損害保険金	損害保険金= (損害の額 <sup>(注1)</sup> 一免責金額) ×保険金額 <sup>(注2)</sup> /保険価額 ただし、復旧を行わなかった場合は、時価支払額によって損害 保険金を支払います  (注1)損害の額は、再調達価額に基づいて算出します。保険の対象を修理すること ができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の 再調達価格を限度とし、次の算式によって算出した額とします。 修理費ー修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価格=損害の額 (注2)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
臨時費用 保険金	損害保険金×10%(1回の事故につき50万円が限度)をお支払い します
残存物取片づけ 費用保険金	実費(損害保険金×10%が限度)をお支払いします

上記保険金以外にも、修理付帯費用保険金、損害防止費用、権利保全行使費用がございます。

### 3. 機体に関するリスクを補償する保険

#### (3)保険金をお支払いしない主な場合の概要

- ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって 生じた損害
- ●戦争、外国の武力行使、内乱等による損害
- ●地震、噴火、津波による損害
- ●直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、性質による むれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害
- ●ローターまたはブレードに単独に生じた損害
- ●保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業中の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ●燃料不足、機体および通信機器類のバッテリー不足またはエンジンオイル不足によって生じた損害
- ●保険の対象の改造によって生じた損害
- ●操縦中に保険の対象が行方不明になったことによって生じた損害
- ●保険の対象が日本国の法令に違反して使用されている間に生じた損害
- ●外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ●台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じた損害または これらに随伴して生じた損害
- ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- ●日本国外で生じた事故による損害

等

### 4. 第三者への賠償責任リスクを補償する保険

#### (1)保険の概要

保険商品	施設所有(管理)者賠償責任保険
補償する損害	ドローンの所有、使用または管理に起因して、業務活動上 の不注意で発生した偶然な事故により、他人に身体障害 や財物損壊を与えた場合に、法律上の損害賠償責任を 負担することによって被る損害
保険の対象となる ドローン	業務に使用するドローン なお、趣味や日常生活で使用するものや、人が搭乗する 航空機等は除きます。
被保険者	ドローン事業者
支払限度額	ご契約時に支払限度額を設定いただきます (通常は、1億円~数億円にて設定いただきます)
保険期間	1年間

### 4. 第三者への賠償責任リスクを補償する保険

#### (2)お支払いする保険金の概要

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき 治療費や修理費等
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または 有益であった費用
③権利保全 行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、 その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
4緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	当社が発生した事故の解決に当たる場合、当社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。

ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。

### 4. 第三者への賠償責任リスクを補償する保険

#### (3)保険金をお支払いしない主な場合の概要

- ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ●被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害 賠償責任
- ●原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任
- ●戦争、内乱もしくは暴動または労働争議等に起因する損害賠償責任
- ●地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- ●被保険者の占有を離れた商品等に起因する損害

等

### 5. 保険料例

保険期間	1年間
保険料お支払い方法	一時払
動産総合保険	保険金額:30万円 免責金額:1万円 縮小支払割合:80% 保険料 約1.5万円
施設所有(管理)者 賠償責任保険	支払限度額:1億円(対人・対物共通、1回の事故につき) 免責金額:0.1万円(1回の事故につき) オプション特約: ①初期対応費用 1,000万円(1事故限度額) ②訴訟対応費用 1,000万円(1事故限度額) ③人格権侵害 100万円(1名限度額) 1,000万円(1事故限度額)

オプション特約の補償概要は、次ページ記載の通りです。

### 5. 保険料例

#### オプション特約の概要

	· ·   ·	
	初期対応費用	事故が発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用  a. 事故現場の保存に要する費用  b. 事故現場の取片付けに要する費用  c. 事故状況または原因を調査するために要した費用  d. 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要する交通費、宿泊費または通信費等の費用
	訴訟対応費用	争訟費用が保険金として支払われる場合に、被保険者が現実に支出した通常要する費用であって、争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた次の費用 a. 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用 b. 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 c. 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。 ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品 開発等を目的とする実験費用等を含みません。
	人格権侵害	被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為により、 法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 a. 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損 b. 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損または

プライバシーの侵害

# ご清聴ありがとうございました。